

[給付様式1-1]

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿
下記のとおり届出(届出)いたします。

【新給付】退学の異動願(届)及び認定報告

※貸与奨学金及び給付奨学金(旧制度)及び退学の異動始期が2025/4始期以前の「異動願(届)」は様式が異なります。別途作成してください。

給付

1. 基本情報

太枠内を全て記入してください。

学校名											学籍番号	生年 月 日	
学部・学科 (課程・研究科)											フリガナ	学年	年
奨学生番号											氏名		

2. 異動情報

以下、異動事由(病気、経済事情等)を選択して✓をいれ太枠内を記入してください。

記入者	【 退 学 】															
奨学生	☐ 病気 ☐ 経済事情 ☐ 一身上 ☐ その他										授業料未納による 遅延退学ですか。		※「退学/除籍」決定日」は、 授業料未納による退学日/除籍日が遅る場合に記入 (例:「退学日:2025/4/30」「退学決定日:2025/10/31」)			
学校	退学日/除籍日 ※学籍を失った日										いいえ		はい	退学/除籍 決定日 ※	年 月 日	

3. 認定報告

以下、前回判定に基づき、今回の退学時における認定を行ってください。

A. 前回の連絡認定時の成績判定

B. 今回該当している事由(スタート)

Q1) 以下に該当しますか?

前回の連絡認定以降、全ての期間を休学している	該当する
上記に該当なし	該当しない

判定不可

Q2-1) 以下に該当しますか?

【特例1】 傷病・災害その他やむを得ない事由 があると認められる	該当する
上記に該当なし	該当しない

退学の異動始期は 年 月 です。

退学時の総合認定は 「 」 です。

Q2-2) 最終的な総合認定を選択してください。	
学力基準(廃止事由、警告事由)を確認の上、【特例1】を 適応した後の最終的な総合認定を、継続・警告・停止・ 廃止(返還不要)・廃止(返還必要)から選択してください。	
※【特例1】に該当した場合、廃止事由①～③、警告事由①～③の✓は不要。 総合認定のみ選択してください。 ※詳細は、事務手続き「第7-2」連絡認定学業を参照してください。	

Q3-1) 以下の「廃止事由」に該当しますか?

廃止事由① 修業年限で卒業できないこと (卒業延期)が確定した	廃止基準
廃止事由② 修得単位数の合計(累積)が 標準修得単位数の9割以下	
廃止事由③ 出席率が8割以下など、 学修意欲が著しく低いと学校が判断した	
上記廃止事由①～③に該当なし	該当しない

Q3-2) 以下に該当しますか?

修得単位数の合計(累積)が標準 修得単位数の1割以下である場合	返還必要基準
出席率が1割以下など、学修意欲 があるとは認められない場合	
上記の廃止(返還必要)事由に 該当なし	該当しない

廃止
(返還必要)

廃止
(返還不要)

Q4-1) 以下の「警告事由」に該当しますか?

警告事由① 修得単位数の合計数(累積)が 標準単位数の7割以下	警告基準
警告事由② GPA(平均成績)等が 下位4分の1以下	
警告事由③ 出席率が8割以下など、 学修意欲が低いと学校が判断した	
上記警告事由①～③に該当なし	該当しない

Q4-2) 以下に該当しますか?

以下の特例事由に該当なし	特例
【特例2】 教育課程の特性	
【特例3】 社会的養護を 必要とする者	該当する

Q4-3) 以下に該当しますか?

「警告①」又は「警告③」に✓が入り、前回の 総合認定は「警告」だった	該当する
「警告①～③」のいずれかに✓が入り、前回の 総合認定は「停止」だった	
上記に該当なし	該当しない

廃止
(返還不要)

Q4-4) 以下に該当しますか?

「警告②」のみに✓が入り、前回の総合認定は 「警告」だった	該当する
「警告①～③」のいずれかに✓が入り、前回の総合認定は 「継続」、又は今回が初回の判定だった場合	

停止

警告

継続

継続

4. 学校から機構への連絡事項記入欄

6. 学校処理

紙様式を使用の場合、記入不要欄です。Excel様式を使用していただく必要処理が自動で表示されます。

5. 学校証明欄

上記記載のとおり相違ないことを証明いたします。

学校の証明 年 月 日

学 校 名 京都工芸繊維大学

学生支援・社会連携課

担当部長※

※証明者は部長相当職以上の方としてください。

電 話 番 号	学 校 番 号										区 分
075-724-7143	1	0	6	0	0	4	0	0			

7. 機構に送付が必要な理由

下記に✓が入る場合は、スカラACから入力せずに異動願を機構に送付してください。

☐ 振込超過あり

☐ 3月以外の月が学年末の年で「廃止(返還必要)」の判定

☐ 未振込あり

☐ その他

【注意】未振込分の送金は、以下の条件に該当する場合のみ認められます。希望する場合は状況を確認のうえ、チェックし本届出を送付してください。なお、該当しない場合は、記入があっても無効とします。未振込分の送金を希望しない場合は、「【新給付】退学の異動願(届)」(給付様式1-5)を作成し、スカラACにて停止(本人都合)を入力してください(機構への送付は不要です)。

☐ 未振込分送金依頼
未振込期間において、廃止・停止はない。

(機構使用欄)

最終振込年月	20 年 月	☐ 有 ☐ 無	振込超過	か月	要返金金額	円	提出先	スカラAC入力	郵送の要否
							異動・補導係	処理必要	送付不要